

保護者の皆様へ

令和6年7月10日
めぐみ幼保連携型認定こども園 園長

延長料金改正についてのお知らせ

めぐみこども園の延長保育料について、法人内で料金設定を統一するため令和6年9月より以下の通り変更いたします。

なお、短時間保育の変更はありません。

※第二こども園の変更はありません。

【変更内容】

- 1号認定・2号認定・3号認定の延長保育料金を30分単位に変更します。
- 月額料金3,500円（7日以上利用の場合）の設定を廃止します。

【改正比較表】

利用区分	該当時間	現行料金	改正料金
1号認定	18:01～19:00	1時間：500円 (月額3,500円)	30分：250円
2号認定	18:01～19:00	1時間：500円 (月額3,500円)	30分：250円
3号認定	18:01～19:00	1時間：500円 (月額3,500円)	30分：250円

【適用時期】

令和6年度9月以降に入園されるお子さまには、改正料金を適用させていただきます。現在在園中のお子さまにつきましては、現行料金または改正料金のいずれかをお選びいただけます。専用の用紙がありますので、延長が発生した際には職員に申し出て下さい。

一度選択された料金設定は変更できませんので、ご注意ください。